契約業者取扱要領

昭和55年12月1日港管第3722号

最終改正 令和5年3月13日国港総第686号

港湾局長から特定部局長あて

（測量調査、建設コンサルタント等の指名基準）

第１８条　契約担当官等は、建設コンサルタント等業務を指名競争に付そうとするときは契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該業務の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する者を指名しなければならない。

（１）当該業務に相当の経験を有し、かつ、業務成績が良好な者

（２）地理的条件に恵まれている者

（３）経営規模、取引先、その他により当該契約の履行が確実な者

（４）特殊技術及び特殊施設等を必要とする場合に、それらを保有する者